

中世沖縄の稲祭と雨乞儀礼にみる大アマシラ
レとヒキ系官員の役割(上)：王府と久米島
にみる二系的な祭祀に関連して

真喜志, 瑤子 / MAKISHI, Yoko

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

30

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

53

(発行年 / Year)

2004-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002595>

中世沖縄の稲祭と雨乞儀礼にみる大アムシラレとヒキ系官員の役割 (上)

—王府と久米島にみる二系的な祭祀に関連して—

真喜志 瑤子

はじめに

すでにいわれているように、『琉球国由来記』（以下『由来記』と略記）の記述などからみて、中世以降、稲や麦の祭りは、琉球王府の祭祀や儀礼の中心として、あるいはそのように意図されて、全島的に行われていたことはあきらかである。また雨乞いの儀礼は、人の命や穀物の生育のための水の恵みを祈願するものであったから、その供給を降雨にたよることの多い沖縄では、とくに重要な祭祀であり、稲や穀物など食物に関する儀礼とも結びつきやすかったと推測される。たとえば、雨乞いと稲の祭りが一体となる場合のあることは、王府の雨乞いのオタカベなどにみることができるといえる。

御唄（オモロ）をうたう場として、稲二祭と雨乞いをあげているのは、これらの祭りとオモロが深

く結びついていることをもつともよく示すものと思われる(『由来記』巻二)。稲二祭でうたわれる御唄は、『おもろさうし』巻二十二所収の稲穂祭と大祭の一五〇八〜二八のおもろであり、この稲祭りには、首里城正殿下庫理で官員と王によって行われた祭であることが、あきらかである(注一)。

この官員とは、十六世紀には成立していたと思われる(ヒキ)(父系的な親族の意)という役人の組織である。かれらは、兵士となる場合もあり、中世近世を通じて王府の門番などの奉仕役などとしての役割を果たす者の集団であった。オモロをうたうことも又ヒキ役の一職掌であったと考えられる。それだけではなく、これらの者は、『由来記』の王城公事年中行事にみるように、稲祭・雨乞以外の王府の祭祀にも深くかかわっていた。

稲祭についていえば、一方で、同日に王府の別の場所(西殿)で行われる祭祀があった。これが三平等の大アムシラレ主宰の稲穂祭・大祭であり、『由来記』などの記述する地方の同祭とも連係するものであり、その参列者の顔ぶれからみて、上記の下庫理のものとは比較にならないほど規模も大きかったと思われる。ここで唱えられたのはオタカベであった。

従来王府祭祀として取り上げられ論じられてきたのは、専らこちらの方であり、この二箇所祭祀を比較して各々を考察する、という作業は行われていないように思われる(注二)。オモロ歌唱の場として、下庫理の稲祭があったということは、とくにオモロという歌謡の考察に大きながかりをあたえてくれるものと筆者はかんがえる。

地方の稲祭、とくに久米島に関して、『由来記』以外の史料をふくめて検討すると、同島にも二系的な祭があり、その一つは、地域のオモロ赤頭がかかわるものであり、オモロのうたわれる稲祭のあったことを推測できる。

さて、この王府の下庫理で行われた祭祀と、三平等の大アムシラレ主宰の西殿の稲祭りとの相違はどの様な点にあるのだろうか。なぜ二回、祭祀が行われるのであろうか。これが明らかになれば、オモロという歌謡の特徴も自ずとみえてくるものと思われる。小稿では、共に、大アムシラレのかかわる祭祀として、またこれと結びつきやすい性格をもつ雨乞いの儀礼との比較をしながら、二つの系統の稲の祭祀について考えたい。しかしはじめに述べておきたいのは、ここで二つの系統、という表現をするけれども、これを全く別系統の祭祀とかんがえているわけではない。これらは、ともに同地域、つまり畿内で行われる官人による祭祀であり、そこに居住する者に基盤をもつという共通性をもつ。その意味では、その根は一つである。

小稿は、この二系的性格をもつ祭祀の特徴をあきらかにすると同時に、その共通部分に注目したい。

(一) 二系の稲祭り——稲祭のおもろとオタカベ

さきに考察したように(注三)、『由来記』『女官御双紙』の記述によって、王府の稲の祭は次のように区別できるとかんがえる。

A 大アムシラレ主宰の西御殿における祭祀

B ヒキ官員と王による下庫理の祭祀

この二つの祭祀の違いの一つは、その祭詞にあった。オモロはBの歌謡であり、Aで唱えるのは、オタカベであった。

このことは、とくに『おもしろさうし』の考察に大きな影響を与える。たとえば、卷二十二所収の稲祭りのオモロが、Bでうたわれたことがはっきりすれば、稲祭オモロのアオリヤヘ・サスカサ・キミカナシを、王族神女とする、従来の解釈によってこれらのオモロを説明することは困難になるからである。

(二) 大アムシラレの稲祭りの式次第とヒキ系官人

王国時代、国内は間切や島によって区分されていた。女性祭司による祭祀制度、三平等大アムシラレの制度が確立したのは、尚真時代であったといわれる。大アムシラレとは、各殿内(真壁・首里・儀保)を主宰する者の職名であり、『女官御双紙』によればそれらに任じられるのは、「首里王府中の士女」であった。このことについては、二三の家譜によって裏付けられている(注4)。

『女官御双紙』によれば、大アムシラレの役割は、火神に焼香し、今上国王の万歳を祈ることであった。三平等の掟ノアム一人、作事ノアム一人が、彼女らに従って公事を勤めた。又彼女らは、王から

直接に印判(辞令書)をうけて任じられたこと、さらに三平等の各地所を拝領し、御扶持方米一石五斗、雑石(穀)一石を受けた者であった、ということもわかる。掟・作事ノアムの代相は、首里の大アムシラレの主導でおこなわれたことも記録されている。

同書は又、稲の兩祭・御城の御規式は三平等にて相勤め、オタカベを唱えるということも明記している。

東恩納寛惇氏によれば、十七世紀半ばの向象賢時代まで、「三平等」は首里城を取り囲む、王府直領の南風原・真和志・西原の三間切の総称であった。しかしそれ以降、これは首里周辺の限られた地域をさす語となった(『南島風土記』)。三人の大アムシラレは、各々三平等を基盤としているために、三平等の大アムシラレとよばれ、西殿でおこなわれる稲祭にかかわった。

王府の稲祭りについての主な記録は、『由来記』『琉球国旧記』(以下『旧記』と略記)『女官御双紙』に残されており、『由来記』卷一は、次のように記録する(記号・番号は引用者)。これを整理すると、Aつまり、三平等の大アムシラレ主宰の祭祀の記事中に、Bの下庫理の祭祀の記録を挿入したかたちになっている。

A (1) 稲之穂祭者、五月中折日、三日前、於西之殿設席、其日令辰、三平等之大阿武志良礼・首里根神阿武志良礼、各座、以有祭祀也。詳見西之御殿御タモトノ記。

B (2) 於西之御殿、祭祀畢、聖主出御於下庫理、有美御前揃之御規式。謡御唄也。亦自真和志・南風原・西原、三箇間切、献上稻穂于御内原。入御之後、賜穂及酒於出仕之官員、且賜神酒也。此時國中男女、俱齋戒而、三日不為常之事業也。由来見久高行幸之記。御祝物・御規式、詳于当勢頭之御双紙。

A (3) 且諸間切、各於根所設席、巫有祭祀也。此時、辺戸大川（神名アフリ川）之水、三日前 時之大屋子汲来、置于首里殿内。吉方ト二川之水者、祭日早旦、時之大屋子、汲点之来而、二水俱自御中門、奉献之也。其始由来、不可考矣。

此日、自大台所、御盆一通、献上于御内原也。同日、三平等大阿武志良礼三人ニ七ツ菜一盆、賜之也。且根神一人、同相伴アネベ、一人ニテ五菜一盆、三平等掟阿武三人、同佐事アム三人ニテ、五菜二盆、賜之也。柄杓取二人ニテ、三ツ菜一盆、三平等村渠佐事アム三人、大阿武志良礼供三人、掟アム供三人、佐事アム供三人ニテ、三ツ菜四盆賜之也。大祭之時、効之也。：

さらに、『由来記』巻五は、目錄に、「首里中火神並御嶽之事」として、真和志平等火神御嶽之事（真壁殿内火神事）、南風平等火神御嶽之事（首里殿内火神事）、西之平等火神御嶽之事（儀保殿内火神事）をあげて、各々の平等の殿内を主宰する大アムシラレを中心にした、年中の祭祀について詳しく述べている。右の史料の(1)(3)のおおよその内容は次のようである。

(1) 五月の稻穂祭は、その三日前に西殿に席を設ける。当日は三平等大アムシラレと根神アムシラレが祭礼を行う。

(3) 諸間切の根所でも巫の祭祀が行われる。三日前に時之大屋子が汲んだ辺戸の大川の水を首里殿内におき、当日は吉方の水を中門から奉献する。大台所からは内原に御盆を献上。三アムシラレやその他の者にも盆を賜う。大祭の時も同様。

この三平等大アムシラレ主宰の西御殿（正殿の北に位置し、議政殿ともいう）の稲の祭りについては、『由来記』巻五や各殿内の稲祭りの記事、『女官御双紙』に、さらに詳細な記録が残っている。具体的にどのようなことが行われるか、上記史料とあわせて、儀式の進行を辿ってみる。

『女官御双紙』は、真壁・首里・儀保の三殿内の大あむしられの各々の項で三日タカベと当日の、各々を中心にした式次第を詳細に記録している。この稲祭は、記録によれば、首里大アムシラレが二人の大アムシラレを率いて行うものであった。同書は『由来記』より数年前の成立であるから、これを、ほぼ十七世末〜十八世紀初めの史料として受け取ってよいであろう。

ここでは、これらによって、真壁殿内の大アムシラレと首里殿内の大アムシラレを中心に、どのような者たちによって、いかに祭祀が進行したかを辿ってゆきたい。煩雑ではあるが、これらのなかで、大アムシラレとその従人（作事アムなど）以外の者（たとえば後に考察するヒキ系の者、時の大屋子

・勢頭親雲上)の行動を具体的に知るためである。麦穂祭と同様に、この祭りに先立って「三日前の御拝」が行われた。これを「三日タカベ」ともよんでいる。

稲穂祭に先立って、サイハ御嶽から水取りが行われ首里大アムシラレの取次ぎで、聞得大君御殿などへ届けられる。これがいわゆる三日タカベの儀式であり、その進行を、『女官御双紙』はつぎのよう記している。日選の通知(羽書)は、勢頭親雲上↓首里大アムシラレ↓知念ノロクモイへと届き、サイハの水取りが行われる。その水は、三日前に↓同アムシラレ↓作事アム↓(登城)↓大勢頭部↓王、へと届く。同じ水を、アムシラレの取次ぎで聞得大君御殿へも届ける(注5)。

A(3)でみたように、同じく三日前に、時の大屋子は辺戸大川の水を汲み、首里殿内に置いた。つまり、南と北から水が届けられた、ということになる。

「稲穂祭火神の前の三日タカベ」(注6)の大意は次のようである。「真和志ノ平等の村々の家毎に御祝い物を押し上げて御拝をなさって。下板敷三つものかなし(火神)と相手になられて。ニルヤにお通しなさって。ニルヤオタカベを拜むのは、首里天がなしの為。時になったら、石実を入れ、百果報のあるように守って下さい。穂先を取って、押し上げ、天がなしがお誇りなさるよう、守ってくだらう。」

ここでわかるのは、これが家毎の祭であり、火神を通じて祈願する、ニルヤに向けてのオタカベであること、首里天への世界報を祈願していること、などである。各平等の、崎山・新川地頭などが、

朝八巻(朝衣と八巻。朝衣とは儀式用の服)で三十三拜九拝するということも記されている。

当日の式次第は次のようなものであった。

平等の村中あるいは、地頭や村渠佐事からミハナ・御五水などを火神に供えることが行われた。真和志平等(真壁殿内管轄)では亀田・松川両地頭ほかによって行われ、南風之平等(首里殿内管轄)では、崎山・新川両地頭ほかによる。

当日の祭祀の次第を、首里大アムシラレの項を中心にしていえば次のようであった。

① 崎山・新川両地頭は、掟作事のアム・根神・根人・ねふ取、村渠のアムなどを伴い、騎乗して崎山樋川に参り規式を行う。

② その後、首里大アムシラレは水撫でをし、赤田御門に上り、勢頭親雲上から、祭場である西御殿のタモトへの着座するように告げられ、キンホコリ(君誇り―筆者注)へ参り、二アムシラレを伴い西御殿に参上、着座。タモトに、御祝物を置き、三大アムシラレの着座を掟作事のアムを通じて告げる。真壁アムシラレの項によると、オタカベを唱えるのは、御拝の時である。

③ 祭りの終了は、掟作事のアムから勢頭親雲上に告げられ、次に申口衆・御物奉行・御座敷・当親雲上・勢頭親雲上・里之子・筑登之たにより、御庭で四拜が行われる。その後、御内原からアネベの使いがあれば、按司下庫理に参上して、大勢頭部の取次ぎにより、御スエンミコチャ(正殿

二階大庫理の東南隅（注7）で王の出座と「美御酌」がある。大庫理での振舞の後、赤田御門を退出する。

④ 赤田門（外）では、崎山地頭が迎える。崎山御嶽の規式の後、新川地頭に迎えられ崎山御嶽御門にまいり、規式を行う。新川殿でも規式を行い、新川地頭はその後、根神など数名をつれて首里殿内に参り、振舞を受ける。

西之御殿御タモトのオタカベは、次のようであった（注8）。

「今日ノヨカル日ヨリ カホウ日撰ニ、白チャ根、アマチャ根、御初ウシロマシ 御穂押上ゲメシヨワケニ、石実金実入メシヨワチヘ、畔マクラ、アツラマクラシメメシヨワチヘ、首里天嘉那志美御前、□ヨエトテ、ヲナフサトテ、イチキメシヨワチヘ、百ガホウノアルヤニ、御守メシヨワチヘ、御タボヘメシヨワレ。島々国々、ノフ事モ、百ガホウ事、アルヤニ、御守メシヨワチヘ、御タボヘメシヨワレ。デテ」

この、三日タカベと西殿オタカベの内容を次のように整理してよいであろう。

- ・オタカベの対象は、はっきりしないが、三日タカベからみて、火神であろう。
- ・三平等周辺の村や家から各々が御祝物を受け取る。火神は三ツモノカナシとアイチになるとかんがえられていたこと。ニルヤカナヤを通じての御拜であること。

・祭祀の目的は、稲穂を捧げて、石実にして貰うことであり、首里天カナシが守護されることを祈願すること。何が首里天カナシを守護するとかんがえられていたのかは不明である。

さきに述べたように、まず下庫理の稲祭の特徴は、畿内の西原・真和志・南風原三間切から稲穂を御内原に献上することであった。オモロは、この三間切をミシマと呼んでいることを筆者は推測している（注9）。池宮正治氏の調べによれば、『おもろさうし』には、西原・真和志・南風原・大里・東風平間切のオモロが収録されていない（注10）。西原・真和志・南風原のオモロがみられない理由は、これらを総称してミシマとよんでいたからではないだろうか。

それでは、下庫理の稲祭でうたわれるオモロ、即ち、巻二十二のオモロは、どのような内容であろうか。

ここには、アマミキヨに稲穂や米をささげるオモロがあり（一五〇八）、首里もりの歴史を歌うもの（一一五一六）、そのほか、拍子（オモロ）そのものについてうたうものなどがある。これは、すでに言われているように、尚真王時代に成立しオモロでも歌われ、五穀の種を天から受け取ったと伝えるアマミキヨの神話（『中山世鑑』）が、この稲の祭の際にうたわれていることを指摘できる。

又前稿に述べたように、稲祭のオモロにみえる、センキミ・アオリヤヘ・サスカサはいずれもオモロのなかで、尚真王（おきやかもい）との関連をうたわれているものであり、この稲祭の起源も、こ

の時代にあると推測して誤りないと思われる。

アマミキヨとこの祭祀、そしてその王、とくに一例みえる「みしまの王」との関係など問題は多く残されており今後の考察が必要である(注11)。

この稲祭のオモロのなかにキミカナシをうたうものがある。前稿に述べたように、キミカナシは、尚清王時代のヒキの官役の代表的な人物であり、オモロ歌唱その他の奉仕役として活動した者と思われる。

以上の史料によって、西御殿と下庫理の稲祭の比較をすると、前者の祭祀の規模は後者より大きいことはあきらかであり、共通点は、同じ畿内を基盤とし、官人によって行われたものであること、王・ヒキあるいはヒキ系官人の参加のあること、であり、両祭祀の違いは唱えられる祭詞、くりかえし云うように前者はオタカベ、後者はオモロであった。前者と後者を区別するもっとも重要な点は、前者には、大アムシラレ・地頭などがかわることであり、火神への祭祀であること、祭祀自体もより複雑であったことである。日選をし、御盆を献上し、水取を行うのは、この史料によれば前者の祭祀のためであった。稲穂の献上先は、前者はおそらく火神(オタカベからみて)、後者は内原であった。さきにあげた『由来記』の記載にあらわれているように、下庫理の祭祀は、いってみれば、西殿の祭祀に付随して行われるような小規模の儀式だったと思われる。

しかしながら、この下庫理の祭祀とそれに参加する官員(ヒキ)について考察することなしに、稲祭オモロを正しく知ることはできない。従来、西御殿の祭祀についても、大アムシラレなど女性祭司のかかわりのみが強調されてきたけれども、そこで地頭やヒキ系官員の果たす役割は、後に考察するように想像以上に大きいのである。

(二) ヒキ系官人と南殿

(1) 稲祭と官人

さきに述べたように、三平等の大アムシラレは、辞令書により任じられる官員でありその意味では、ヒキと同様であった。しかしながら、かれらとは別に、より規模の大きい稲の祭を行ったということになる。先に、二殿内について、そこで行われる三日タカベと稲祭当日の式次第の記述をみてきた。

そのなかの、作事アム・掟アム(さきの記述では、掟アム・作事アムは別人であるから、「掟作事アム」は、「掟アム・作事アム」の意であろう)は、三平等大アムシラレの従人であることがわかった。

祭の前に水取りをする(時の大屋子)や、また、祭の当日掟作事アムが、西御殿への大アムシラレの着座や祭の終了などについてを伝える(勢頭親雲上)とはどのような者だったのだろうか。勢頭親雲上は、大アムシラレの祭祀が終了すると、申口衆・物奉行・筑登之た等とともに御拜をおこなう者

でもあった。少なくとも、西殿の祭祀は大アムシラレたちのみで行うものではなかったことがわかる。勢頭親雲上は大アムシラレ側の官人ではないことはあきらかであり、〈勢頭〉という名からみて、ヒキ系の官人であったろうと推測できるが、前もっていえば、時の大屋子もまた同様にヒキ系官人であったのではないかと筆者はかんがえる。

サイハ御嶽の水取りの「日選の羽書」は、勢頭親雲上から首里大アムシラレに届けられる。ここでも、勢頭親雲上の役割は大アムシラレとの取次役である。

ここに参列する申口衆・御物奉行・御座敷・当親雲上・里之子・筑登之たとはどのような者であったのだろうか。

申口衆は、表一五人（一六四三年に置かれた役職。内政・外交・財務・司法・治獄ほか枢要な各公衙の長官など一五人の組織。物奉行三人、鎖之側、双紙庫理・泊地頭・平等之側など）の構成員であった。かれらは、国政を担当し取次役を兼ねる者たちであり、鎖之側・双紙庫理・泊地頭・平等之側の四人の総称であった。その役所を申口方といった。里之子・筑登之は下級の、ヒキあるいはヒキ系の役人である。『女官御双紙』の真壁の大アムシラレの項に、「月々御願の御羽書、某月の朔日、引の筑登之持参」とあり、「筑登之た」は、ヒキの者であることを明記している。

かれらは、稲の祭りのみでなく、たとえば、正月二月・三月・四月の百人御物参りにも関係があっ

た。百人御物参りの参拜者は、大アムシラレ一行のほか、親方部二人、御座敷衆二人、当親雲上た二人、勢頭親雲上た二人、御番親雲上た二人、里之子た二人、筑登之た二人、家来赤頭七人都合二一人が参加した。それだけではなく、百人御物参りのオタカベは、首里天カナシは、「御マヒトに十百年十百歳おがまれめしよわるやに」、つまり、首里の王は、お真人によって、十百年もの長い間、拜まれますように、という、王とマヒトの結びつきの永続を願うものであった。又、九月麦初種のオタカベは、「御真人のつくら作り物、はたけ数のあら麦、初麦石み、かなみ入めしよわれ」といっており、実際に麦をつくる者としてのマヒトという存在の重要性が示されている。マヒトとは、碑文やおモロでも、御マヒト・マヒトとよぶ、ヒキの兵士ともなる下層の官人であり、かれらがヒキの家来赤頭を指す者たちであると推定されることについては前稿で繰り返し述べてきた。

従来、大アムシラレ主宰の祭りのもつこれらの特徴について十分に注意を払われてこなかったように思われる。とくに、ここで唱えられるオタカベのなかに、この祭りの、重要な意義が表現されていることをかんがえるべきであると思う。

イ 時の大屋子について

『琉球国中山王府官制』（注12）は、時の大屋子を、漢訳して「巫覡長」とし、「祝長」の一人として、七社祝・神歌主取とともに記録している。

さきに、A(3)西御殿での祭祀では、時の大屋子が、辺戸の大川から水をくみ、首里殿内に置く事を行ったことをみてきた。この、時の大屋子については、「羽地仕置」に「百姓の中からたておき、日選をさせたが、今後は和漢の曆を使用するよう進言した」とある。曆の印行は、延宝二年(一六七四)といわれるから(注13)、『由来記』のころは、すでにそれを行っていなかったことになろう。

正月の若水取りとして、時の大屋子は辺戸に赴き、辺戸と吉方の水を、御照堂を経て、王に献上する儀式があった。この時、同人の取次役を勤め、照堂に置くのは当勢頭である。これは、当番の勢頭の意であると思われる。

正月の水の献上(注14)や、先に述べたように五月の稻穂祭の三日前に、辺戸大川(アフリ川)の水を首里殿内に置き、当日の朝に、吉方と二川の水を、御中門を経て奉獻するのも同人であった。六月の「年浴」でも、王の水撫での為の水を献上し、八月の芝指の日にも吉方の水を献上した。正月の御物参りで、三平等大アムシラレが聞得大君御殿に上る際の、祝い物の一つ(おみこし一振)を運ぶこともその役目であった。

このような時之大屋子の職能も遡れば、ヒキ役のもつ特徴的な職能に行き着くのではないかと、筆者はかんがえている。その根拠として、つぎのことをあげる。

① 『由来記』巻二(官爵列品)の「勢頭役」のあげるヒキの職掌に「時」があげられること。この「勢頭役」の記事と巻一の「三番出仕」が、当時の(ヒキ)を考察するための基本史料であるが、

これによれば、九ヒキが三ヒキづつの三班(番とよぶ)にわかれ、丑寅卯辰にあたる日(の番)、同様に、巳午未申(の番)、酉戌亥子(の番)の三番とし、丑日番・巳日番・酉日番と唱えた。各ヒキとも、ヒキの名はたとえば勢遣富セイタイトミなど、すべて船名であった。「ヒキの頭を「勢頭」と言った。その下役に、筑登之・家来赤頭セイカトミなどがいた。そのなかから、一例をあげれば、丑日番は、勢遣富セイタイトミ・世高富セウカトミ・浮豊見ウキトヨミの三ヒキからなり、番毎に引頭ヒキカがあり、ヒキ毎に勢頭セイカトミがいた。浮豊見については次のように記す。

・浮豊見(アザナ三員・中門一員・家来赤頭拾員・時三員・常住者一員)

右に見るようにこの浮豊見には、アザナという見張り番や門番などとともに時が三員いた。つまり、これは一八世紀前半の由来記当時のヒキ役の職掌にも時取りがあったことを示すものであろう。

② ヒキの制度は、碑文等によって十六世紀に遡ることが確認され、その実態の一端は先学によってはすでにあきらかにされている。前稿で述べたように、『球陽』の堪氏の記述は、尚清王頃のヒキの者の神職的、呪術師的性格を示しているし、又かれらはオモロ歌唱者でもあったことを推測させる。『おもろさうし』五・八巻は、尚真王時代のオモロ歌唱者をうたうものと筆者はかんがえるが、かれらはオモロによれば、オモロの音取りであり、時取りや占いをし、船頭であり、アスモリの水を捧げる者(オモロ二五五)でもあり、堪氏の前身にあたる者たち、つまりヒキの

者であろう。オモロ歌唱は、御唄勢頭という役職として、ヒキ役からは半独立してゆく。時の大屋子も、ヒキからはなれてゆくが、ヒキ役は、この時取りの性格を、長く『由来記』当時まで保持したのであるかと考える(注15)。

『由来記』その他の史料は、ほかの多くの役職―たとえば神歌主取―と同様に、次に見るように、時の大屋子とヒキ役の職場との結びつきは、長く続いたことを示している。

たとえば、奉神門・久慶門の開閉は勢頭の役であり、取次いでその首尾を言上するのは(当)であった(注16)。『由来記』によれば、八月の、赤飯・芝指の夜には、時の大屋子は、一人で三ヶ所の門と島添アザナに登る習わしだった。これは、ヒキ役のアザナ役(見張役)を役目を果していることになる。

つまり、ヒキ役の本来の持っていた呪術師的な力を發揮して時取りをし、水取りの場合には、ヒキの勢頭と連係して行動し、芝指の夜にはヒキの職場にも足跡を記すのが時の大屋子であった。これは同人が元のヒキとの関係を断ち切っていなかったことを示す証といえると思う。

ロ 勢頭親雲上と勢頭衆

さきに、大アムシラレの西御殿の稲祭の式次第のなかに、勢頭親雲上が、取次役としての役割を果していたのをみてきた。この勢頭親雲上とは、『女官御双紙』にいう、勢頭衆と呼ばれる者でもあつ

たと思われる。なぜなら、次のようなことがみられるからである。上述のように、大アムシラレの祭祀について同書は、首里大アムシラレの項、真壁・儀保各大アムシラレの項がそれぞれに、稲祭の記述をするという特徴がある。そのなかで、首里大アムシラレの項の勢頭親雲上は、真壁大アムシラレの項では、勢頭衆、と書かれているからである。勢頭衆はその名、勢頭からみて、ヒキの役名であったことを容易に推測できるが、この時代には、ヒキの外側にいる、百浦添下庫理の役人であったことが推測できるのである。あとで掲げる、『琉球国中山王府官制』も、百浦添下庫理の役人のなかで、ヒキ役以外の者として、勢頭衆・筑登之多をあげている。

以上の理由で、時の大屋子や勢頭衆を「ヒキ系の官人」とみるのであるが、いつ頃、これらの官人の活動がみられるようになったのだろうか。

(2) 南殿とヒキ系官人

王府の奉仕役として、ヒキ以外に、官人が活動しはじめるについては、島津侵攻以後の、南風御殿などの築造が一つのおおきな契機となったのではなからうか。

社会が複雑化すると、それに応じて王城の建物が増設され、王の行動範囲も広がる。それにつれてその建物付きの従者が必要になり、王と密接に結びついていたヒキ役がそれに当たり、職名は少し変化することになったのであろう。

南風御殿は、南殿・御書院とも呼んだ(『南島風土記』)。築造は天啓年間(一六二一〜二八)であり、ここで、正月の行事や、又倭礼としての五節句が行われた(『由来記』卷三(注17)、ここは又薩摩在番奉行の接待の場でもあり、王出御の多い場所であったと思われる。又隣接する書院は、薩摩の賓客対面のための場所であり、当然この時期にこの辺りに詰める官人が必要になったものと思われる。尚寧王の死後、中国に王舅を送り襲封を請い、以聞されたのが尚豊二年(一六二二)であり、島津入り後、十年程を経過したこの頃に、南風御殿と、おそらく書院もつくられたのであろう。『由来記』は、天啓七年(一六二七)に、御書院親方として馬姓伊計親方が任職したことを記録する。

もう少し詳しく、南風御殿周辺に詰める役人についてみていくことにする。

『琉球国中山王府官制』(一七〇六年)や『与世永家文書』(一七二七年)(注18)などと照らし合わせる、次のようにかんがえるのが自然ではないだろうか。

例えば当役には、書院当と下庫理当がいたが、これらは昔「役中の位」、ヒキの役人であったという(『由来記』卷二)。当とは、本来「在職中」の意であったという(注19)。『由来記』は、尚清王時代に下庫理を掌る当役がいた、と記し、それが康熙六年(一六六七)に別役となったと記す。これはどういう意味であろうか。その属官として挙げる里之子・小赤頭・花当は、『中山王府官制』によれば書院詰の者であることが明らかであることからみて、書院詰の〈当〉となった、の意であろうとかんがえられる。かれらは、ヒキから分かれた者かあるいはその周囲にいた者と思われる。おもしろ勢

頭やボラ赤頭は、『由来記』当時、ヒキ役からは分かれて、オモロ(御唄)歌唱に携わる者であったが、元のヒキ役の居所である下庫理の辺りに詰めていたことを、「与世永家文書」によって知ることができる。時の大屋子は特別な例であり、ここには含まれない。

池宮正治氏は「与世永家文書」の一部を、オモロ主取の下庫理所属を示す史料として、紹介されたのであるが、これはそれ以上のことを語る重要な史料と思われる。

その冒頭の「下庫理 南風之廊下当詰座 西之廊下勢頭詰座」とは、下庫理の南風之廊下と西之廊下に各々、当と勢頭が詰めていたことを示すものと思われる。詳しくみると、御番頭・当・勢頭・詰医者・里之子・筑登之・本花当・小赤頭・酒庫・御轎夫・常住者・ぼら赤頭・おもしろ勢頭やアザナの番人などが詰めていたことを記録する。この中には、詰医者など、新しい職業と思われるものもあるが、御轎夫・常住者・勢頭・筑登之・家来赤頭など、『由来記』当時のヒキの官役、そのほか、ぼら赤頭・おもしろ勢頭など、ヒキからは離れて独立した官人、さらに『琉球国中山王府官制』によって、書院詰めの人であることがわかる当や里之子、小赤頭・花当などが、とくに区別無く、下庫理の廊下に詰めていたことが記録されている(注20)。

『琉球国中山王府官制』で、百浦添下庫理の役人としてあげるのは、

「番之親方部、番之御座敷、前之当、前之里之子、前之花当、小赤頭、九引官(…丑日番勢遣富・浮豊見・勢高富、巳日番 謝国富・島内富・押明富、酉日番 勢治荒富・世持 富・相応富)、勢頭

衆・筑登之多」であり、御書院の役人は、次のようである。

「親方・当・相付当・御右筆主取・御右筆・同相付・御茶道・同相付・御物当・御路地当・里之子・花当・小赤頭」。

まとめ

〈ヒキ〉が首里城王府の官役組織の基礎となったことはよく知られているとおりである。那覇の親見世も、かつてはヒキの担当する役所であつたらしい。親見世の構成員は、大屋子三員・筆者二員などであり、外国貿易に関する事務を管掌したが、後には警察事務にも当たつた。『由来記』巻二は、「前代者、大屋子ハ筑登之座敷、丑日番・巳日番・酉日番ノ分ケアリ」と記録しており、これによって、前代はヒキに属していたことがわかる。このように、城内だけではなく那覇の外国貿易にかかわる者もこの制度と関連のあつたことがわかる。

ヒキの官役組織については、『由来記』巻二、官職位階職之事、『旧記』巻之二、官職部に、その歴史・職務内容や任職者などが簡単に記述されている。その中に、明記はされていないが、「羽地仕置」の改正を反映すると思われる箇所もある(注21)。

大アムシラレ主宰の稲祭その他の祭祀の式次第やオタカベの内容には、時之大屋子を始めヒキ役やヒキ系役人との関わりが深かつたことが示されていた。ヒキ系役人は、主に南殿・書院などの新し

い重要な役所の建造により必要になつた役人たちであろう。「与世永家文書」や、『琉球国中山王府官制』でみてきたように、これらは、ヒキの職場近くに詰めていた。時の大屋子は、これとは異なるが、ヒキ役の性格を長く保持していたことが推測される。これらの、ヒキとのつよい絆をもつ者が、大アムシラレの祭祀にかかわることによって、どのような影響を受け、あるいは逆に与えたであろうか。オモロにもうたわれ、とくに久米島の雨乞いの祭詞などに登場するオヤノロについてかんがえる際には、これらのことを考察する必要があると思う。

(四) 久米島の二系的な稲祭りについて―地方の稲祭り―

(1) 渡嘉敷・粟国の稲祭

地方の稲祭はどのように行われたのであろうか。『由来記』の各処祭祀の内容を概観すると、その殆どは、Aの系統に属する記載といつてよいと思われる。しかしながら、たとえば渡嘉敷間切については、次のような記述がある。毎年稲穂祭三日前に、「地人銘々、米神酒作り、シロマシ相調、小茶碗二人、神アシャゲニ、ノロ・根神請待、吉時ニ、五所ノ神殿居上ゲ、御タカベ相済、致馳走、各末吞申也」。

一方、この儀式を終えた後、サバクリ・頭頭・百姓は、又五水・神酒・魚肴をおき、夫地頭。(百)

姓が御拜をし、五水・神酒を、ノロや根神・掟アムに馳走して遊ぶのだという。この時歌われるのは御唄であり、「…首里森、真玉森、ヲチャル、王ニセガ御ユへ、按司スエガ御ユへ、大グログ御ユへ、若グルガ御ユへ」というものであった。大祭の規式もこれと同様であったという。

『渡嘉敷間切由来記』（一七二五年成立）（注22）も内容はほぼこれと同じであるが、『由来記』の「御唄」を「おもる」と言い換えている。

つまり、渡嘉敷間切では、王府の祭祀と同様に同日に、その参加者の別ははっきりしないけれども、各々オタカベとオモロを歌う二回の稲祭が行われたということになる。

粟国の麦穂祭にも後述するように、同様の特徴を指摘できる。久米島には、さらにはっきりそのことをしめす史料がある。

(2) 久米島の稲祭―「由来記」と「君南風由来并位階且公事」（以下「君南風由来記」と略記）―

同島の稲祭りの詳細は、『由来記』と『君南風由来記』（一六九七―一七〇六年頃成立）によって知ることができる。

『君南風由来記』は、稲の大祭の参加者を「おゑか人式人、ねひや老人、掟あむ老人、おもる赤頭式拾人、男夫式人、女夫式拾人…」と記録している。

後者所収の、「仲里城祭祀之時おもる」は、君南風主宰の、仲里城で行われた稲の祭りの時のもの

であり、同様のオモロは、仲地や具志川城でもうたわれたことがわかる。これは、君南風の神降りからはじまるものであり、その内容からみて、これはBに対応するものとかんがえる。このオモロははじめに、これが「石実いれる御祝い」であり、首里もりの、わうにせ・大きみ・せたかこ・按司添いの御祝いであると述べている。前稿で述べたように、これらはすべて王府オモロにうたわれている。大君の対語としてのセタカコ・サスカサヤ、アオリヤへ・オモヒキミは、いずれも、尚真王時代の王府による征伐の結果として、王府に移ってヒキ役となった、その捕虜的な者たちの祖神として、その多くは、大君と総称された神々であると筆者は推測している。

「仲里城祭祀之時おもる」の、主要部分はずきのようである。（さきに便宜上、王府史料をA・Bにわけた。それに対応して久米島ではa・bとする）。

b (前略)

一 久米の仲城 たけ三次 しまかうへにちやうわる

一 とよむ仲城 森三次 くにきやうへにちやうわる

一 ちいあふあいや きみくらの めきはな こかねとり 玉のとり あそはちい

あふやわい おれみがとおれたる

(中略)

一 おもひきみが こかね門に およとしやうちい なさきよらや いちよると まちよる

(中略)

一 けふのよかる日に かほうそるて あかなさきよう のちまさり てつら

(中略)

一 久米の仲城 月のかず 夏なち あまいよる城 いけほこら

一 とよむ仲城 月のかず 夏なち あまいよる城 いけほこら

一 あまみやきみはいが 島そへに おしあがて おれふしやの まきよう

(後略)

これについては前稿(注23)に述べたので詳細は省略するが、これはBに対応するとかんがえる。

仲里城とその周辺にまつられたイベの神名アオリヤ・オモヒキミがうたわれ、それと同時に、同島と王府との交流を示す歌詞のあることを述べた。この交流とは、さきの稲穂祭への同地域のおもろ赤頭(オモロ歌唱者)の参加の記述と関連あるものと推測される。おそらく、これらの儀式を通じて、王府の歌唱者と地域のそれとの交流があったのであろう。

オモロの「かねくすく大や おもろする大や 世そうひやし うちちへ みおやせ」(六〇〇)は、久米島兼城のおそらくは、このような祭祀でオモロをうたう根屋をうたったものであろう。又、「堂のおひや家にてのくいにや」(『仲里旧記』所収)は雨乞いのためのものであるが、そこでも、「あふ

らやいの大ごろうが…おもしろしやくいにやしや…」とうたうのである。これらは、この島においても、王府と同様に、根屋(大や)階層の者がオモロをうたうことを語っている。

これをbと判断する理由は、

① 御嶽の神とそれを祀る者という血縁関係を基盤にした歌謡であり、『おもろさうし』二十二巻所収の王府の稲祭オモロのアオリヤへ以下の多くのオモロに対応すること。王府オモロとの関係があること。

② オモロ赤頭のうたったものと推定される事、これは、官員参加の御唄の場に対応すること。

③ 火神との関係がみとめられないこと。

④ 小稿の分類では、当然aに属すべき君南風という大アムが、bの儀式と関係したのは、君南風が、久米島出自の者であるとともに、はやくから王府とのかかわりを持った者であったからと思われること。君南風の来歴についての私見は後に述べる。

これもさきに述べたこと(注3拙稿)であるが、『尚姓家譜』の譜文によれば、本島北部の地域では十六世紀頃に、王府派遣の唄勢頭と地域の「土唄勢頭」による祭祀が行われたことが推測される。この唄勢頭の前身は、ヒキに属するオモロ歌唱者であったと推測される。ある地域には、このような祭祀にかかわる、王府のヒキ、あるいはそこから分枝した唄勢頭との交流が伝承されているのである。

『由来記』巻十九各処祭祀、にみる稲祭はどうであろうか。同書久米島仲里間切の年中祭祀には次

のようにある。

a 稲穂祭之事

・五月二、日撰ヲ以、ノロ・根神ニ、御穂并シロマシ・神酒相居へ、根人并サバクリ中、朝八卷ニテ、御拝仕也。右、御穂持参、且、新米ニテ、タキラシト云飯ヲ焼、火神・先祖霊前へ居テ、喰始申也。日撰相窮前廉、七日五日三日之間、吉日見合、サバクリ・根人ヨリ、ノロ・根神、根所へ申請、神酒馳走仕也。御掟之通、三日遊申也。

・同大祭之事

六月二、日撰ヲ以、ノロ・根神ニ、酒・神酒相居、根人、并サバクリ中、朝八卷ニテ、拝仕也。朝神夕神同断。但五水ハ、地頭々ヨリ出ル。神酒ハ、地頭并百姓中ヨリ、出申也。右日撰、相究前廉、七日五日三日之間、吉日見合、サバクリ・根人ヨリ、ノロ・根神、根所へ申請、酒・神酒ニテ馳走仕也。三日遊也。

同具志川間切の稲穂祭(省略)は、仲里間切の記述より簡略であるが、朝神夕神については五月稲穂祭・大祭の両記事にみえている。

これらは、『君南風由来記』に記録する稲の祭りと比較して、大きな違いがあることはあきらからであらう。次にその相違を箇条書きにして整理する。

① 参加者

- a ノロ・根神・根人・サバクリ。
b 仲里城稲穂祭・大祭は、両間切の、おゑか人・ねひや・掟あむ・オモロ赤頭・男夫・女夫など。

② 祭詞

- a 記載はない。後代の御掟の集成『久米仲里間切公事帳』(注24)によれば、オタカベ。
b オモロあるいはクワイニヤ。

③ 祭祀の場と稲穂

- a 特に記載なし。稲穂・シロマシをノロ・根神にささげる、とあり。
b 稲穂祭は、仲地蔵下・山里ひや家・玉那覇蔵下。大祭は上記の場所に加えて仲里城具志川城たもと。稲穂についての記載なし。

④ 日撰

- a 間切の日撰。
b 記載なし。

⑤ 祭祀の対象

- a 火神・朝神・夕神。稲穂をノロ・根神(注25)に。

b 君南風・御嶽のイベ神。

⑥ 装束

a 根人・サバクリ中は朝八巻。

b 記載なし。

(3) 朝神・夕神とキンマモン

『由来記』にみえる朝神・夕神とはどのような神なのだろうか。それが明らかになれば、この祭祀と神観念とのむすびつきの一面がはつきりするであろう。同島には、稲大祭の次第に関する、次のような、明治二〇年代六月の伝達文が伝えられているという（注26）。

記

一、今月廿一乙未君まものつかい

一、全 二十四日戌戌日覆作り

一、全 二十五日己亥稲大祭り、朝神ハ巳ノ時ヨリ午ノ時迄、夕神ハ申ノ時ヨリ酉ノ時マテ、亥子ノ人寅卯ノ方々向てよし

右之通致執行候様 暖中並神人共不洩可被申達候也。

旧六月十九日

具志川番所

大田ヨリ仲村渠迄

吏員御中

番所は、王府時代の間切行政の拠点で今の町村役場に当たる。この朝神夕神の儀式については、一九六七年の調査があり、その際に朝神夕神のウムイが採集され、『南島歌謡大成』にウムイ四二六、四三〇として収録されている。これらは、直接に朝神夕神をうたうものではないが、その調査によれば、六月二五日のウマチーの儀式にこれらの神が参加することになっていたという（注27）。儀式の最初に、具志川の西銘に「神がおる、ノロが降りる」（大ウムイ四二六）とうたい、「女が山の芋をしょって、山の麻芋をはいで、オキナマスをつくって、オヤノロにさしあげると、神々にさしあげると……」（四二七）と、捧げ物についてうたう。ここでは、大和からの赤碗の世直しを用い（四二八）、部落の大男も参加することがわかる（四二九）。

前稿（注28）で考察したように、沖縄の各地に、キミマモノという神に関する伝承や史料やオモロなどが残っている。とくに久米島では、トンナハ城の按司への憑依伝承がよく知られており、オモロにもうたわれている。前稿では、キミマモンの神が、現実に島のどのような祭祀と結びついてきたかを考察することはできなかったが、この神は、具志川で行われる六月二五日の稲大祭にかかわる朝神夕神と関連のある神であったことを、推測してよいと思われる。しかしこれだけではどのようなようにキン

マモノと朝神夕神とがかかわるのかははっきりしない。

「朝神夕神」については、『由来記』巻一七、粟国条にも記述がある。これによれば、粟国では、稲祭は行われず、二・三月に麦穂祭・大祭、五・六月には粟穂祭・大祭が行われた。

麦大祭の時、ノロ兩人・年ナフリ一人・根人がトノ廻りをする。次に、夕神之時、ノロ兩人以下が八重ノトノに揃い、ノロの前に申し上げる言葉、として

「キイナイキガナシ 年ナフリ、キミマモノ、左右夫人、キミマモノ、ヨミノケラ、オレズミノ、親祭下、ヨキナワガナシカラ、拜ハガキ、ヨタバメシヤウチャコト、サバクリ拜デ、五トノノ神酒、作事、里主ニトズケ、ゲライラシヤベタル、……。首里天加奈志、御カナイ、御蔵百次ニ、積ハラマチ、オタバメシヤウレ。神ガナシ、ヨレメシヤウル数々、拜デステラアテド、夫ノヨモヒゴト、ヨミノケヤベル」

とある。夕神の時に、キミマモノにヨミノケラ、とうたわれているのである。

この言葉とさきの久米島の史料を照らしあわせると、朝神夕神はキンマモノ神そのものともかんがえられる。注目したいのは、五神の前で「仕ル御唄」として次のようにみえることである。

「カナフクノモリム、ヤワイタタミキフ、ヨカル日ハエラデ、カキヤル日ハソソテ、ヨレツミガナレバ、アラムギヤガ、穂花取テ、若夏ガ立テバ、イシキヨラ穂先トテ、穂タレ…首里ニイマイル、アジソイ…」

この中で「若夏ガ立テバ、イシキヨラ穂先トテ、穂タレ…」は、稲穂祭のオモロの系統を引く歌詞であることは、オモロ「きみかなし 夏たてば いのちかみ このみしよわちへ」(一五二)などとの関連から推測される。ここでも、二つの祭詞が唱えられ、後者は御唄(オモロ)であったことがわかる。この島でも、二系的な、形式がとられていたといえるのである。

座間味島にも、二月麦穂祭の朝かん夕かんの勤めにうたう「朝かんのおもり」「夕かんのおもり」が伝えられている(『南島歌謡大成』所収ウムイ二七二・三三三〜三三四・三三七)。

以上、これらと比較して全体的に言えるのは、次のようなことである。久米島の大アム君南風はa・bどちらにもかかわりがあった。これは、王府祭祀のありかたとは異なっていた。しかしそれ以外については二系的内容をもつことを指摘できた。主に久米島に関していえば、重要なのは、『由来記』がaのみを、『君南風由来記』がbのみを記述していることである。両者は時代的にほぼ重なっているのだから、これを、島の祭祀の時代的な変化のあらわれとみることはできないであろう。したがって、この差のもつ意義は大きいと思われる。とくに、オモロ(クエーナ)をうたう祭事と、オタカベのそれに分けられるということは、注目すべきことであろうと思う。この二系的な祭祀の痕跡が、粟国・渡名喜・座間味に、おそらくは久米島と密接な関係をもったかんがえられるこれらの島々にみられることも又注目される。

(五) 君南風の出自について ― 八重山征伐以前のキミハエー

同日に二箇所で行われた王府の稲祭は各々、官員と大アムシラレによるものであった。この祭祀の二系的な性格は、久米島の祭祀にもみられた。しかし同島で、大アム君南風がその双方にかかわるのは小稿の立場からいえば、異例であり、その理由を説明する必要がある。これを君南風の出自と関連してかんがえてゆきたい。君南風は〈きみはへ〉〈きみはゑ〉〈きみはい〉と表記されている。君南風と久米島の関係については、いまも、これを外来者をつたえる口碑に頼ることが多く、確かな答えは出されていない。大アムとして任職したことを示す最古の辞令書は、嘉靖四五年（一五六六）のものである。

久米島の大アム君南風は、八重山征伐で戦果をあげて土地と玉を与えられた者と記されており、それ以降高級神女として、久米島の祭祀の中心にいた者といわれている。とくに一五〇〇年の王府による征伐の関する神話がよく知られており、それとの関係でかたられることが多い。この神話は、むかし神代の時に、三姉妹がおり、長女は首里弁嶽（弁才天を祀る―筆者注）に住んでいたが、次の二人は久米島に渡り、各々、姉は東嶽、妹は西嶽に住んでいた。姉は八重山島にわたり、オモト嶽に住み、妹は、久米島の西嶽に安堵して君南風になった（『女官御双紙』）というものである。

八重山征伐に際して、首里の（弁嶽）の神託は、八重山と久米島の神はもともと姉妹だから、君南風が官軍に随えば八重山の神は信服するだろう、というものだった。筏に炬を積んで敵を欺き奇襲したので、八重山のキンマモノ神もすぐに靡き容易に征伐に成功して、褒美に土地を与えられたというのである。

『琉球神道記』は、オボツカケラとキライカナイ、各々からやって来る神をキンマモノと呼び、これを「都テ弁才天也」と記している。この記述とも関連して、八重山征伐神話と君南風、キンマモノそしてこの頃の弁才天信仰の関係をあきらかにする必要がある（注29）。従来、米訪神キンマモノは、島民の日常生活から生まれたニライカナイへの古層の信仰によるもの（伊波普猷説）とされていた。

しかし、見落とされてきた各地の伝承などによって検証すると、キンマモノは沖縄の自生的な神観念ではなく、一六世紀頃に各地の別個の神を同一名でよぶものであった。王府や各地の個々の伝承には、弁才天との関連、ヤマトへの志向、稲の祭との結びつきなどの特徴がみられた。現行の稲大祭でも君南風殿内でキンマモンの神迎えが行われる（注26論文参照）など君南風とA系統の稲祭の関係は深い。

近年、君南風をうたう、仲里間切クワイナ・具志川間切クワイナ計四首（『女官御双紙』『君南風由来記』所収）について、一五〇〇年の征伐以前の君南風（これを便宜的に小稿は前期とよぶ。以後を後期）の宮古八重山への巡行征伐についての歌詞がみられる、という指摘があった（注30）。二書の

編纂は、『おもろさうし』以後のものであるけれども、そこに収める歌謡の内容に、一五〇〇年の八重山征伐オモロとはみなせない部分のあることは云われる通りだとかんがえる。

君南風はどのような出自の者だったのであろうか。

八重山征伐以前の、久米島と宮古・八重山の関係、それをうたう歌謡の背景について、久米島との交流をかたる宮古の話やオモロなどをとりあげ、あらためてかんがえてゆきたい。

小稿で論じてきた、王府の二つの稲祭は、畿内でおこなわれる祭祀であった。畿内の三間切が定められ、碑文が畿内制について記録し、三間切からの稲穂を捧げるという稲の祭が行われたということは、琉球王国に畿内制度が実際に機能していた、ということの一つの証であろう。そして、オモロはそれをミシマと呼び、その内部の人物像を具体的にうたっていると筆者は考える。

碑文はさらに、この制度は、「再賚」(再び与えられた)もの、とも記録している。これによれば、それ以前から畿内制(的なもの)は存在した、ということになる(注31)。君南風は、前もって結論をいえば、久米島の仲里間切に出自をもつ者であり、畿内を軍事的武装地区とするというこの制度にかかわって、はやい時期に(前期)に同島をはなれて、畿内の者の近侍や兵士となると同時に、久米島との関係も失わなかった者、と推測したい。

(1) 前期の久米島と宮古・八重山の関係

宮古島には、久米島の父按司に追放されて、同島に漂着した兄妹の話(『由来記』『遺老説伝』)がある。筆者は前稿(注32)で、その妹が「日月を拝し仏神を拝す」者とかたられていること、そして、日・月は琉球弁才天の特徴的な持物であることから、これは、民間仏教的な、弁才天信仰の布教を兼ねた航行であり、弁才天を祭神とする宮古島漲水御嶽もこの漂流譚との関連があるのではないかとかんがえた。又一方別の村では、この話は、その兄妹が、母のもたせた五穀の種で農業をはじめ、村民の生活向上につとめ、宮古の世の主と崇められ、ともに五穀の神として祀られたという話にもなっていた。このように、世の主とセットになった説話として伝えられていることに注目した。この説話と、君南風のクワイニヤの歌詞とともに、八重山征伐以前の宮古に、このように久米島から仏神信仰を伴った巡行・征伐が行われたことを推測させるものではないかとかんがえた。

(2) 八重山征伐の伝承とオモロ

いわゆる弁才天信仰が首里弁嶽からはじまることを説く君南風神話は、後からつくられたものであると思われる。その弁才天信仰の伝播の道筋を正しく知ることは難しい。

八重山征伐のヒキの軍勢が、宮古漲水御嶽に寄り戦勝祈願をおこなったことは史実であろう。八重

山征伐のヒキの軍勢について『球陽』尚真王の項は、九番の大將として赴いた錢原や大里について述べ、征伐軍は、九員の大將と大小戦船四十六隻からなるものであったと記している。オモロ三三・三五・三六は、この時の征伐を題材にしている。三三は、ヒキの船名でもあるセヤルトミをうたい、三五は君南風を、「あはれきみはえ しまうちしちへす もどりよれ…」、つまり戦い島討ちする者としてとうたっている。

八重山征伐以前のキミハイとは、どのような者であったのだろうか。以前から、キミハイは女性祭司として活動していたのだろうか。このことについてはもう少しひろく、考察するてがかりを与えられている。

一案としてではあるが、久米島出自の者で、本島の〈鬼の君〉の近侍者へはへとなり「鬼のきみはへ」とよばれ、〈きみはへ〉とも略称された者ではないか、と筆者はかんがえている。

手掛かりになるのは、

① 君南風は、前期の宮古・八重山航行をうたう『君南風由来記』『女官御双紙』所収の仲里クワイニヤ・具志川クワイニヤで、「おときみはい」とよばれていること。

② 同クワイニヤに「いたきよらはおしうけて たなきよらはおしうけて ふなこゑらでのせてちあゝらでのせて」とあり、小舟イタキヨラで航行して宮古島を鎮めるキミハイがうたわれていること。

③ すべてのクワイニヤに久米島の東嶽・西嶽をたかべて、とあること。

④ 君南風が、竹筏に烟火をつらねて放流し、奇謀をたくらむ話と炬を同島の島尻から得た話のあること。

⑤ 『おもろさうし』で「おにの君南風」とよばれていること(五八五・五八六)。

⑥ 『おもろさうし』巻一の八重山征伐のオモロのあること。
などである。

⑥のオモロで、「きこゑおおきみきや／いせゑけり按司おそい／せいくさせぢまされ」「みしまかすころころ あよちよくげにあれ」(三三)、「きこゑおおきみきや おしやたるせいくさ」「あはれきみはい 島うちしちへす もどりよれ」(三五)、「按司おそいやけおのうちにちよわちへ…首里もり大ころが 島ひろく そへて」「きみはゑが宮古島はちへおわれ・八重山島はちおわれ…」(三六)、などとうたっているのは一五〇〇年の八重山征伐のための軍勢をうたうものである。

ここで分かるのは、「みしまかすころころ」ともあるように、一五〇〇年当時、ミシマ(という畿内制度)が確立していたであろうこと、「首里もり大ころ」「ころころ」とは、畿内三間切のヒキの兵士たち、の意であると思われるべきだということである。かれらは、水夫をつとめるとともに兵士ともなったのであろう。「おおきみきや／いせえけり按司おそい／せいくさせぢまされ」の按司おそいも、やはりヒキの構成員ではあるが、「コロコロ」などを束ねる勢頭階層の別称であろうことは前稿で繰り返し

のべた。セヤリトミは〈ヒキ〉の船団のうちの1船として航行した船であろう。

宮古には、戦団の同島漲水御嶽立ち寄りの伝承があり、それに参加した島の人々の名をあげてうたう「八重山入りの時アヤゴ」(注33)が記録されている。これらは、八重山入りが史実にちかいことをさらに裏付ける。『球陽』の記述も語るように、ヒキの船団の航行を担当する官員の制度が確立していたのであろう。

「きみはへが宮古・八重山島はちへおわれ」は、君南風も、八重山征伐の船団にいたことをうたうものである。これは、一般にいわれているように神女なのであろうか。

⑤の、「鬼のきみはあ」の〈鬼〉は〈きみはへ〉にかかる修飾語ととるのが一般的な解釈かもしれない。筆者はこれが、〈鬼のきみ〉の〈はへ〉であった可能性をかんがえたい。なぜなら、まず、オモロの用例として六四二(重複一四六〇)と九六二の二首に「按司はあ(へ)」という用法があることである。重複をふくめて前者のオモロで、対語となっているのは、イクサコであり、これらは兵士身分の下層の者とみてよいと思われるからである。これは、上にみたヒキとともに、八重山への兵船に乗るキミハイに通じる性格である。

「鬼の君」については、次のように考えられる。これは、鬼城という地域とかかわる名ではなからうか。〈鬼ぐすく〉は〈よきなわ〉〈わかおやくに〉と対語になっている(三二七)。前稿で、オモロでは、畿内をさす語として、ミシマがあり、その対語としてオキナワ(ヨキナワ)・イツコシマが

あり、オキナワの対語としてオニグスク・大クニがある、とみて考察を試みた。したがって、この関連から、オニグスクもミシマを指す言葉である可能性がつよいと思うのである。

キミハイは鬼城にいる鬼の君の侍者であったのではないだろうか。鬼城とヒキ役の結びつきを語るのには、キミカナシとオモロネアガリである。

キミカナシは、尚清王時代にこの地域と関係をもち、おそらくそのために、その対語で「きこあおにぐすく」のキミカナシ(四九五)とうたわれた者であろうと推測する。キミカナシは、ミシマとつよいつながりを持つために、ミシマ(三間切)の稲穂を献上することを目的とする、下庫理の稲祭に参加したのであろう。

オモロによれば、このオニグスクとよばれた地域は、その職掌から言って、キミカナシの前身ともいふべきオモロネアガリとも又関係が深かったことをオモロから読み取れる。たとえば「おもしろねあがりや おにぐすくけやわせ」(四二四)は、尚真王時代のオモロ歌唱者を、呪術師的性格を持つ者としてうたうものであり、又同人を「きこえおにぐすく」(四二七)とよぶのは、キミカナシの場合と同様に、鬼城とふかくかわり、そのミシマという地域を象徴する人物であったからではなからうか。それでは鬼君は、どのようにこの地域とかかわっていたのだろうか。

(3) 前期の畿内的な地域について

オモロの鬼の君の用例はいずれも中頭中城のものである。「鬼のきみしらたる…このいくさせぢやて もどせ」(六六)、は、鬼のきみと、イクサセチをうたうものであるし、「鬼のきみ てつて世かけせぢ まわちへもちへ もちちへ みおやせ」(六九)は、これが呪術師的性格を持つ者であることをうたっている。あたにやのもりで鷲を取る、という内容のものもあり(一〇四六)これも、戦にかかわる鷲との関係をうたうものである。

この鬼の君のうたわれる地域、中城は、先に述べた、鬼城という対語でよばれる畿内三間切内の西原間切の北に接しており、尚真王時代の畿内からは外れている。しかしながら、これらは、前稿(拙稿注9)でのべたように、前期の畿内に相当する地域だったのではないかと思われる。その地理的な位置は明らかでないが、一四七一年の『海東諸国紀』の地図に書き記されている〈鬼城〉が、あるいは、前期の畿内的な区域をあらわす語であったのではないだろうか。なぜなら、十六世紀の畿内制に関する記述は、「百浦添欄干之銘」「円覚禅寺記」や、「上ミヤキジナハ碑文」(一四九七年)にもあり、とくに後者には「秦始皇の爵を再び齎ふ」と記しており、これが二回目の畿内制であることを云っているからである。これらのことについて前稿に述べたことを中心に簡条書にしてまとめる。

イ 「…再齎秦始皇之爵…」(上ミヤキジナハノ碑文、一四九七年)とあること。

ロ 中城間切は世子領と定まり、世子は中城王子と称する慣例があり、『中山伝信録』巻四に「中城、常為王孫采地」とあること(『南島風土記』)。

ハ 『おもろさうし』巻二は、「中城越來おもろ」を収めるが表題は「首里王府の御さうし」。久米島のオモロと同様に、「王府おもろ」として収録する。

尚真時代以前の畿内的な地域中頭中城に、鬼の君とよばれて、いくさにかかわる者がおり、それに近侍する者が〈鬼のきみはへ〉であったのではなからうか。君南風主幸の久米島の稻祭の祭礼オモロに「久米の中城 月のかず 夏たち あまいよる城けほら…」とあるのをさきに引いた。これは中城オモロ「きこえ中城 月のかず 夏やに あまゑてかがちよわれ」(四六)と酷似する。これも、久米島と本島中城との交流のあったことを示すものではないだろうか。

〈鬼のきみはい〉を、〈鬼のきみ〉の〈はへ〉と解釈可能なことは 右に述べた通りである。このように〈鬼のきみはい〉から〈きみはい〉へと略称されることがあったと推測されるのである。

前期畿内の兵士であったと思われるキミハイも、久米島の八重山巡行のクエーナ(クワイニヤ)にうたわれているという意味ではあきらかに、久米島出自であるはずなのであるが、久米島とのつながりをあらたに確認するてがかりとして、オモロ六四一・一四七三、クエーナの「いたきよらをおしうけて」以下と、「東嶽をたかべて…西嶽をたかべて」についてかんがえたい。

「いたきよら・たなきよら」は、兼城泊やイシキナハ城周辺に多い神名「いたきよらたなきよらにちやよくめしやるきみよし」（船棚あるいは棚付船におられるキミヨシ―筆者注）にもみえるもので、神キミヨシの居所である。さらに、儀間ひらまつ（雨乞い）の雨乞いクイニヤでは、「いたきよらに寄りおれてたなきよらにおしおれて五の神おしおれて七の神寄りおれてむかしからあるやに…雨乞ておれて…」とあり、イタキヨラに五神が寄り降りる、ともうたわれるのである。

前稿で述べたように（注34）、サバニという沖繩の伝統的な漁船などで外洋に出る時は、波防ぎのための板が必要であったという。その板をタナ（棚）といい、それをつけることをタナ掛けといった。タナは、当時の船にとってきわめて重要な船具であったという。古代のヤマトでも同様の船具が用いられていたと推測される（注35）。前期の宮古・八重山巡行のクワイニヤにキミハイがイタキヨラを申し上げた、とうたっていることは、棚付き船とキミハイのはやい時期のむすびつきを強調するもののように思われる。

つぎのオモロは、キミハイが、セタカコの前で「帆をひいて待っているであろうか」（岩波文庫訳）、という久米島のオモロであり、その両者の関係がうたわれているものである。

・ 一 おにのきみはえや やほうひちへ まちよら

又 セたかこか前に けらへこが前に

（六四一）

このセタカコも、仲里間切儀間イシキナハ御嶽の神名、シタカコと同一であろう。セタカコは、

次にみるように、イシキナハ御嶽のイベ名（神名）の一つである。「森城いしきなは島始まきよ始めのよのぬしかなし大てたかなしあふらいさすかさかなしちいすのきみかなしとよむすのきみかなししたかくかなし」

仲里クエーナで、キミハイが、「東嶽はたかべて西嶽はたかべて」とうたうのはどういうことであろうか。西嶽は、のちの君南風の本拠地である仲地の祭礼オモロクワイニヤにみえる西森かと思われる。東嶽は、仲里間切の島尻村比嘉嶽ではなからうか。この御嶽は、『仲里旧記』によれば中城（仲里城）をたてるために、その在来の神を移した御嶽であり、その神名の一つに、「よきら森よきら嶽のすのきみかなしとよむきみかなししきらい大のろかなし」がある。このスノキミ（セノキミ）カナシは、オモロにセンキミとしてうたわれており、キミヨシ・セタカコとの対語例をみることもできる（六三二・六三三・七〇二等）。このことから、これらが一種の近しい関係にあったことを推測したい。

キミハイは、六四一にみるようなセタカコとの関係があるために、イタキヨラを申しあげ、八重山に航行する者としてうたわれているものと推測したい。キミハイは、仲里城、島尻村比嘉嶽、あるいは儀間イシキナハ御嶽、いずれにしても仲里間切に縁の深い者だったことは推測してよいと思われる。

オモロ一四七三には、オキナワという、後期の畿内をさす語があり、これは八重山征伐後に、百浦にまで名のとどろいた君南風をうたうものと思われる（注36）。

キミハイはすべてのクワイニヤで同島の東嶽・西嶽をたかべて、とうたわれていた。東嶽とは同間切島尻村の比嘉嶽のことと思われる。奇謀をたくらみ、筏に積んだいまつを、「久米島しましり崎より取るなり」とあるのは此所との関係の深いことを示している。

前期のキミハイは、「おにの君」とよばれた歌唱者に近侍する者として、兵士であると同時に、久米島の小船イタキヨラで船子を束ねて航行する者であり、宮古八重山の征伐巡航などで功績があったために褒美をうけた者ではなかったかと思われる。これをオトトキミハイとよんでいることをかんがえると、(オモロ五八五の君南風の対語的な語として〈おとかねのまころ〉もある)、これは神女というより、ここでみた限りにおいては、はやい時期に、官役の者に属した下層の者であり、直接に船の乗り手としてその役割をはたす者、とかんがえるのが自然であるように思われる。

のちの君南風はあきらかに、大アムという女性祭司であった。しかしながら前期のキミハイにそれをそのまま重ねる解釈には無理があるように思われる。

まとめ

小稿の目的は、王府で行われる、参加者の異なる二つの稲祭(A西殿、B下庫理)、について、各々の特徴を洗い出すとともに、祭祀の参加者や唱えられる祭詞のなかで、そこに通底する要素を考察することであった。双方に共通するのは、畿内三間切を基盤とした、官人による祭祀であったこと、王

・ヒキ役・ヒキ系官人の参加のあることであった。

二つの稲祭の重要な特徴をいえば、Aは、大アムシラレや主な官人、城外では地頭も参加する祭祀であり、火神へのオタカバがあり、祭祀自体が大規模であったことである。

Bは、内原へ三間切の稲穂をささげるヒキの官人による小規模な祭祀で、オモロが歌われたことである。

Aの主宰者は、三平等の大アムシラレであった。その祭祀の取次ぎ役である勢頭親雲上(勢頭衆)は官員(ヒキ)から分かれた者であり、水取りをする時大屋子も又同様であったと思われる。

Bの祭祀は、ヒキの官員と王によるものであった。

これ以外にたとえば正月・二・三・四月の〈百人物参り〉には、大アムシラレ一行とともにヒキとヒキ系の官人も参加した。そこで唱えるオタカバも、王とマヒト(真人||ヒキ役の下層の者)の関係永続を祈願するものであった。稲祭のオタカバの内容も大アムシラレに直接かかわるものではなく、稲穂を「石実」にすること、王への世界報を祈願することであった。

これらを通じていえるのは、多くの祭祀とその祭詞において、ヒキやヒキ系の官員の役割やその存在意義の大きかったことである。

久米島の稲祭の史料として『由来記』と『君南風由来記』がある。前者はA、後者も一つの問題はあるが、Bに分類して差し支えないものである。Bには、同島のオモロ赤頭も参加する祭祀の記事が

あり、その稲祭の「仲里間切祭礼オモロ」は、天界で神あそびをする御嶽の神（イベ）、アオリヤハヤオモイキミなど、『おもろさうし』の王府オモロにそのまま重なる世界をうたうものであった。ただし問題は、ここに君南風の神降りがうたわれていることであった。Bの祭祀に大アムの参加があるというのは小稿の立場からいえば、例外的であるが、その理由はキミハイの大アム以前の来歴にあることを推測した。つまりキミハイは久米島に出自を持つ者であったが、数度にわたるといわれる王府の征伐により捕虜的な者として、本島の中城のオモロにうたわれる（鬼のきみ）の（はへ）（侍者）であった。それとともに同島とのつながりも保持し、久米島の八重山征伐以前にも「いたきよら」という小船をおしうけて、宮古・八重山巡行を行った者であり、仲里間切に縁の深かった者ではないか、と推測した。このような来歴を持つ者であったために、仲里城の稲祭のオモロに、王府オモロにもみえるアオリヤへなどとともいうたわれたのだと思われる。

注

- (1) 末次智『琉球の王権と神話』、第一書房、一九九五年、一二五頁。
 (2) 近年の主なものとして、倉塚暁子「穂祭考」上・下（『沖縄文化』四六・四七号、昭和五一・五二年）、宮城栄昌「沖縄のノロの研究」（吉川弘文館、昭和五四年、三〇一頁）、安達義弘「国家儀礼と地方儀礼」（『哲学年報』四七輯、昭和六三年、所収）などがある。

- (3) 拙稿「おもろさうし」のキミカナシと（ヒキ）の官員」（『沖縄文化研究』二九号、二〇〇三年）。
 (4) たとえば『阿姓家譜』は、四世阿波根守良（一五八六年卒）は豊見城間切の阿波根地頭であり、その長女が首里大アムシラレであったと記録する。

(5) 注2、安達義弘氏論考（二一六頁）。

(6) 『由来記』巻五、一五〇頁、『南島歌謡大成』沖縄篇上（オタカベ五七）。

(7) 池宮正治「おもろさうしの世紀」（『中世の風景を読む』七巻、新人物往来社、一九九五年、三三二頁）。

(8) 『由来記』巻五、一五〇頁、『南島歌謡大成』沖縄篇上（オタカベ五三）。

(9) 拙稿「畿内としての首里みしまについて」（『沖縄文化研究』一五号、一九八九年）。

(10) 池宮正治「地方おもろの地域区分」（『琉球文化と祭祀』、ひるぎ社、一九八七年）。

(11) 創世神話などのアマミキヨの特徴は、天上と下界を行き来する神であること。これは憑依する神としての性格を示すのではなからうか。

(12) 『琉球国中山王府官制』蔡心瑞・蔡鐸・程順則編。

(13) 東恩納寛惇「校註羽地仕置」（『全集』巻二、一八四頁）。

(14) 『由来記』巻一、王城公事正月「辺戸之御水且吉方御水献上」の項。

(15) 注3拙稿及び「『おもろさうし』にみる久米島出自の神々の変容とその歴史的背景」（『沖縄文化研究』

二八号、二〇〇二年）。

- (16) 渡名喜明「王城之公事關係史料」(『史料編纂室紀要』一三三号、一九八八年)。
 (17) 『由来記』卷三、八七頁、同書卷一、王城公事三月三日項、参照。
 (18) 「与世永家文書」は、池宮正治「おもしろさうし」の成立」(『琉球文学論の方法』三書房、一九八二年)に収録。

(19) 東恩納寛博「校註羽地仕置」(『全集』卷二、一八二頁)。

(20) 下座理 南風之廳下当詰座 西之廳下勢頭詰座

御本殿、番日、番半、朔日十五日御出仕、冬至、元日、十五日、□□御拜、且元日十五日社參物参り、亦是年二兩度御祭、元服、御位、島知行役御拜、唐御規式都而表立候御祝儀、又は万御賞礼且私詰之星合、御さくり、夜廻等、構之勤職也。尤御即位御祝儀之時、御酌被下候也。下座理上二階大座理也。

- 一 御番頭六人春年勤ニして夜詰之構一篇也。一 当六人式年勤 一 勢頭六人式年勤 一 詰医者六人内三人本役老年勤三人寄無扶持 一 里之子た六人式年勤 一 筑登之た六人右同 一 本花当六人右同 一 仮花当六人無扶持 一 小赤頭拾五人 一 酒庫六人首里百姓より 一 御轎夫参拾人内三人頭より 一 常住者三人首里より 一 ばら赤頭拾人田舎より 一 おもろ勢頭八人田舎より 一 火矢人田舎より 一 笹家来赤頭拾式人田舎より 一 東之安座那御番人拾式人 一 西之安座那御番人ばら赤頭構
- (21) 例えば、『由来記』卷一「三番出仕」には、康熙六年(一六六七年)に「番日番半、但常衣也」と改めた、とある。「校註羽地仕置」二〇二頁に、「出仕の人数、朔日十五日、又は五節供八卷着用の際は朝衣のこと、

平常番日番中出仕の場合は常服構ひなき事に言上決裁」とあり、これを反映しているであろう。

(22) 「渡嘉敷間切由来記」(『神道大系』神社篇、沖繩、所収)。

(23) 拙稿注15

- (24) 仲里間切稲穂祭の記述「御掟之通、三日遊申也」は由来記以前にあった御掟のようなもの、のちに「公事帳」の土台となる取決めのようなものではなからうか。久米島の最古の公事帳は一七三五年の「久米仲里間切公事帳」。ただし年中行事の項の五・六月部分を欠く。次の、道光一年一八三一年の同公事帳(二三七頁)には、「一 三月麦之穂祭四月あふしはらい五月稲之穂祭六月稲之大祭九月麦初種子みや種子おたかへ十一月あ(らさ)うり、十二月向さうり日撰御触渡到来次第在番引合諸村江申触例式之通相勸候事」とある。又「久米仲里間切諸村公事帳」(道光一年、二八三頁)には「二八月諸作物之為御たかへ并まつ之御願三月麦之穂祭四月あふしはらい五月稲之穂祭六月同大祭九月麦初種子みや種子おたかへ：歳元より触渡次第百姓中江申渡旧例之通規式為相勸候事」とあって、ここで唱えられるのはオタカバであったことがわかる。

(25) 根神については次のような記述がある。「仲里旧記」「いしたうね由来之事」は、イシタウネの根神として申請された、久米島の磯間村、カテカル比屋のオナリキミであるセナイミツウシについて次のように記す。大旱の時、カテカル比屋が水源をみつけ、実際にオタカバの効果を確認した後、「カテカル比屋おなりきみせないみつうし」という「ね神」(根神)を申請して、諸人の取り持つタカバ所になったという。カテカ

- ル比屋は、カテカル大コロ（雨乞いオタカベ）と重なる人物と思われるが、詳しいことは不明である。カテカル集落はイシキナハ城近くにあり、儀間カテカルと記されている。十七〜十八世紀頃、この地域は久米島有数の美田地帯であった。一七〇四〜六三年にかけて、『球陽』にも記録されるような治水工事が数回にわたって実施された。島の水田の型として儀間・カテカルは、兼久型であり、島でもっともあたらしく出現した形態とみられる（小川徹「久米島民俗社会の基盤」『沖繩久米島』）。
- (26) 上江洲均「久米島の年中行事」（『沖繩久米島』弘文堂、昭和五七年）。
- (27) 『南島歌謡大成』沖繩篇上、「上江洲均ノート」、出典解題六七六〜六七七頁。
- (28) 拙稿「キンマモンの神とその成立をめぐって」（『沖繩文化研究』二七号、二〇〇一年）。
- (29) 拙稿「史料にみる琉球の弁才天信仰」（『南島史学』四二号、一九九三年）。
- (30) 島村幸一「久米島オモロの特殊性について―神女君南風を考察して―」（『史料編纂室紀要』第二五号、二〇〇〇年）。
- (31) 拙稿注⁹。
- (32) 拙稿注³。
- (33) 『南島歌謡大成』宮古篇、四〇九頁。
- (34) 拙稿「久米島の神きみよし」（『日本研究』―言語と伝承―大野晋先生古希記念論文集、角川書店、一九八九年）。

- (35) 宮城幸吉「儀間の集落について」、中本正智「ウミンチュの生活語彙」（『沖繩久米島』所収、弘文堂、昭和五七年）によれば、棚は鉸（ふなべり）に付ける板でとりはずし可能であり、さき・前棚・中棚…など何枚かに分かれていた。古代ヤマトのタナについては『角川古語辞典』参照。
- (36) 「鬼の君南風や 百浦のとよみ／又 おそい君南風や／又 具志川 おわる…／又 なさの浮雲が／又 沖繩とよむ／又 大くにとよむ／又 こがねのみしゃく…／又 さしあげれ みしゃく」